

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

無人航空機の登録義務化

ドローンやラジコン機などの無人航空機の利活用が増加しているが、航空法改正により本年6月から100g以上の無人航空機の登録が義務化され、未登録は飛行禁止。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

3/14(月) 先勝	ホワイトデー
15(火) 友引	所得税の確定申告期限(原則)
16(水) 先負	
17(木) 仏滅	
18(金) 大安	彼岸入り、選抜高校野球大会開幕(甲子園)
19(土) 赤口	
20(日) 先勝	

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
3/7(月)	25,221 ▼764	115.01 △0.44
8(火)	24,791 ▼430	115.44 ▼0.43
9(水)	24,718 ▼73	115.88 ▼0.44
10(木)	25,690 △972	115.92 ▼0.04
11(金)	25,163 ▼527	116.71 ▼0.79

インボイス制度実施後の免税事業者との取引

◆免税事業者からの仕入に係る経過措置

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)が実施され、原則として登録を受けた課税事業者が発行する適格請求書の保存が仕入税額控除の要件となります。

そのため、課税事業者は免税事業者からの仕入れについて、原則、仕入税額控除ができないこととなりますが、取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、制度実施後3年間(5年10月~8年9月)は消費税相当額の8割、その後3年間(8年10月~11年9月)は5割を仕入税額控除が可能です。

なお、簡易課税制度を適用している課税事業者は、制度実施後も売上に係る消費税額に業種ごとの一定割合を乗じた額で仕入税額控除が行えるため、適格請求書の保存を必要としません。

◆免税事業者との取引に係る下請法などの問題

簡易課税制度を適用していない課税事業者がインボイス制度を契機として、免税事業者との取引条件を見直す場合、それ自体が問題となるものではありませんが、以下のような行為は独占禁止法や下請法等の問題となる可能性があるため、一方的に不利な取引条件にならないよう注意が必要です。

- ・免税事業者であることを理由にして、消費税相当額の一部又は全部を支払わない。
- ・要請に応じて免税事業者から課税事業者となったにもかかわらず、免税事業者であることを前提に設定された従来の取引価格を一方的に据え置いて発注。
- ・課税事業者にならなければ取引価格を引下げる、それにも応じなければ取引を打ち切るなど、一方的に通告する。

■この記事の詳細は、情報BOX201510

4月から施行される改正個人情報保護法

個人情報の取扱いルールを定めた個人情報保護法は、個人情報をデータベース化して事業活動に利用している全ての事業者が適用対象です。

本年4月から改正により多岐にわたる見直しが行われ、例えば、個人データの漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある事態(要配慮個人情報が含まれる場合や財産的被害がある場合など)については、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務化されます。

この他、*利用停止・消去等の請求権を本人の権利利益が害されるおそれがある場合などにも拡充、*6ヵ月以内に消去する短期保存データを開示、利用停止等の対象とする、などがあります。

採用・退職等における社会保険料の取扱い

社会保険料(厚生年金・健康保険)は月単位で計算されるため、採用等により被保険者資格を取得した月は、被保険者期間が1日でもあれば1ヵ月分の保険料を納めます。

一方、退職等により被保険者資格を喪失する場合、資格喪失日が属する月の保険料を納める必要はありません。ただし、資格喪失日は「退職等した日の翌日」となるため、例えば、3月31日に退職した場合は4月1日が喪失日となり、3月分の保険料を納めることとなります。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

- ①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。
- ②記事下のBOX番号を入力し#。
- ③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

インボイス制度実施後の免税事業者との取引に係る対応

◆インボイス制度の概要

令和5年10月1日から、仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式」（いわゆる「インボイス制度」）が導入されることにより、適格請求書発行事業者から交付を受けた「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となります。

適格請求書を交付できるのは、納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出し、登録を受けた課税事業者（適格請求書発行事業者）に限られるため、免税事業者などの適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れは仕入税額控除を行うことができませんが、取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、制度導入後6年間は、仕入税額相当額の一定割合（令和5年10月1日～令和8年9月30日までは仕入税額相当額の80%、令和8年10月1日～令和11年9月30日までは仕入税額相当額の50%）を仕入税額とみなして控除できます。

なお、課税事業者が簡易課税制度を選択している場合は、インボイス制度の実施後も売上げに係る消費税額に一定割合（みなし仕入率）を乗じて仕入税額控除を行うことができるため、仕入れの際にインボイスを受け取り、それを保存する必要はありません。

◆インボイス制度実施後の免税事業者との取引に係る独占禁止法等の問題行為

簡易課税制度を適用していない課税事業者が仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すこと自体は直ちに問題となるものではありませんが、見直す際は、独占禁止法・下請法・建設業法により問題となる行為を行わないよう注意が必要です。

【取引対価の引下げ】

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、免税事業者との取引において、仕入税額控除できないことを理由に取引価格の引下げを要請し、再交渉において双方納得の上で取引価格を設定すれば問題となるものではありませんが、再交渉が形式的なものにすぎず、事業者（買手）の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合には、優越的地位の濫用として問題となります。また、仕入先が要請に応じて免税事業者から課税事業者となった際に、仕入先が納税義務を負うこととなる消費税分を勘案した取引価格の交渉が形式的なものにすぎず、著しく低い取引価格を設定した場合についても同様です。

【商品・役務の成果物の受領拒否等】

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、仕入先から商品を購入する契約をした後、仕入先がインボイス発行事業者でないことを理由に商品の受領を拒否することは、優越的地位の濫用として問題となります。

【協賛金等の負担の要請等】

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、取引の相手方に別途、協賛金、販売促進費等の名目で金銭の負担を要請することは、当該協賛金等の負担額及びその算出根拠等について、仕入先との間で明確になっておらず、仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合などには、優越的地位の濫用として問題となります。

【購入・利用強制】

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、当該取引に係る商品・役務以外の商品・役務の購入を要請することは、仕入先が事業遂行上必要としない商品・役務であり、又はその購入を希望していないときであったとしても、優越的地位の濫用として問題となります。

【取引の停止】

事業者がどの事業者と取引するかは基本的に自由ですが、取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えることとなる場合であって、これに応じない相手方との取引を停止した場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

【登録事業者となるような態様等】

課税事業者がインボイスに対応するために取引先の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請すること自体は問題となるものではありませんが、それにとどまらず、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなど一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあります。